



第26回 死亡退職金について

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)



昨年S社を退職した後、O社に就職した夫が、先月癌で亡くなりました。夫の死亡にあたり、O社から退職金1,000万円、特別弔慰金100万円、1か月分の未払い給与40万円が、昨年の退職時に退職金の支給を受けたS社から特別弔慰金300万円が支給されました。

夫の遺産は、不動産と預金などで約1億円あり、相続税の基礎控除額4,800万円(法定相続人3人)を超えるので相続税の申告をすることになりますが、退職金や弔慰金も申告する必要があるのでしょうか。



マスクの下の汗が気になる季節になりました。皆様お変わりなくお過ごしでしょうか。

今月は、死亡退職金と弔慰金に関するご質問ですね。ご質問にお答えする前にそれぞれについてご説明します。

1. 退職金

退職金は、勤務していた会社を辞職・退職するときに通常の給与とは別に支給されるもので、退職所得として所得税の課税対象となります。

過去の長期間にわたる勤労の対価の後払いないし退職後の生活の資に充てられるものという性格・特性を有している退職金は、他の所得と分離して税金の計算をすることにより税負担の軽減が図られています。

では、ご質問のような死亡退職金はどのように課税されるのでしょうか。

死亡退職金は、故人(被相続人)の死亡後に支給が確定し、雇用主から相続人に直接支給されたものなので、被相続人から相続したもの(本来の相続財産)ではありません。

しかし、被相続人が退職金を受領後に死亡した場合と死亡退職金を受給した場合とで経済的効果は異なるのではないかとの考えから、死亡から3年以内に支給されたものは相続税の課税対象とされています。

このように相続税法の規定により相続財産とみなされて相続税の課税対象となるものを「みなし相続財産」といい、退職金以外にも右の表のとおりたくさん規定されています。その代表的なものに、被相続人が保険料を負担していた場合の死亡保険金がありますが、このコーナーの第15回(2019年5月号)でもご紹介しましたように、死亡保険金は全額が課税対象になるのではなく、法定相続人一人あたり500万円という非課税の規定があります。

死亡退職金も同じように法定相続人一人500万円まで非課税という規定があります。ご質問の場合は、法定相続人が3人ですから1,500万円まで非課税となり、この額を超えた部分が相続税の対象となります。

法定相続人数3人×500万円=1,500万円

みなし相続財産（相続税法の規定などにより相続税の対象となる財産）

1	死亡退職金、被相続人が保険料を負担していた生命保険契約の死亡保険金など
2	被相続人から生前に贈与を受けて、贈与税の納税猶予の特例を受けていた農地、非上場会社の株式や事業用資産など
3	教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税又は結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税の適用を受けた場合の管理残額
4	相続や遺贈で財産を取得した人が、被相続人の死亡前3年以内に被相続人から財産の贈与を受けている場合（一定の特例を受けた場合を除きます。）
5	被相続人から、生前、相続時精算課税の適用を受け取得した贈与財産
6	相続人がいなかった場合に、民法の定めによって相続財産法人から与えられた財産
7	特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額で確定したもの

2. 弔慰金

弔慰金は、文字どおりには死者を弔い、遺族を慰める趣旨で支給・贈与される金銭をいいますから、死亡退職金とは全く趣旨が違います。

弔慰金は通常相続税の対象になることはありませんが、被相続人の雇用主から弔慰金・花輪代・葬祭料等の名目で支給されても実質は退職金の場合があります。

このような実質的に退職金と認められる額は、名義の如何を問わず、非課税額を超えた額が相続税の課税対象となります。

また、退職金に該当しない場合でも、次の(1)、(2)の金額まで弔慰金等として取り扱い、それを超える部分について、退職金等として取り扱うこととしています。

- (1) 被相続人の死亡が業務上の死亡のとき
被相続人の死亡当時における賞与以外の普通給与の3年分に相当する金額
- (2) 被相続人の死亡が業務上の死亡でないとき
被相続人の死亡当時における賞与以外の普通給与の半年分

3. ご質問の場合

ご質問の場合に、亡くなられたご主人の雇用主であるO社からの特別弔慰金100万円が①実質的に死亡退職金に該当する部分又は②普通給与の半年分を超える部分があるかを検討し、①又は②の額と死亡退職金1,000万円の合計額がみなし相続財産（死亡退職金）となります。

今回は、法定相続人が3人で1,500万円までは非課税となりますので、仮に特別弔慰金の全額が死亡退職金とみなされても、全額が課税対象となりません。

一方S社からの特別弔慰金（300万円）は、S社は既に被相続人の雇用主ではなく、退職金が生前に支払われていることから、被相続人に支給されるべき金員が、相続人に対して支給されたとされるみなし相続財産にも、被相続人の本来の相続財産にも該当せず、相続人がS社から取得した金員として相続人の一時所得として所得税の課税対象となります。

なお、O社からの未払い給与（40万円）は本来故人が支給を受けるべき金員なので、本来の相続財産として相続税の課税対象となります。

より詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行各支店の窓口またはぶぎん地域経済研究所へお尋ねください。